

## 引当金の概念

中 村 忠

### 一 ま え が き

およそすべての専門学科にはそれぞれ特有の概念があり、それらが積み上げられて一つの理論体系をなしている。会計学の場合も、むしろその例外ではなく、たとえば「資産」とか、「資本」とか「費用」などという会計学にとっては基本的ともいえる諸概念は、通俗的にも、あるいは他の学科でも時として使われるが、会計学では独自の内容が与えられている。

このような会計学上の諸概念の中でも、「引当金」とか「繰延資産」などは特に会計的な概念だといってよいと思う（ここで「特に会計的」というのは、或る意味で計算技術的あるいは複式簿記的と言い換えてもよいであろう）。そのために他の専門領域の人々には容易に理解されにくいようである。手近かな例をとってみても、わが国におけるここ数年來の商法改正論議や、その結果たる改正商法の規定、さらに「計算書類規則」（正式の名

称は「株式会社」の貸借対照表及び損益計算書に關する規則」の中でも、會計学の立場と商法のそれとが食い違ふ最も重要な点は繰延資産と引当金についてである。このうち繰延資産については配当制限という形で妥協できたが（商法二九〇条一項四号）、引当金についてはついに對立したまま立法化されてしまった。

この事実に対し、われわれは商法を批判するまえに、果して會計学の主張が十分な説得力をもっているかどうかについて深く反省してみる必要があると思う。本稿は、その手がかりを与えるために草したものであり、本格的な引当金の研究にあたっての予備的考察として多少の意味をもつと思う。

## 二 用語「リザーヴ」の系譜（その一）

(1) 「リザーヴ」という用語 引当金にあたる言葉は、もともと英語のリザーヴ (Reserve) であった。もっとも、このリザーヴなる用語は「留保」あるいは「準備」ということであり、會計上でいえば、これは貸借対照表の貸方項目であるから、これを設定するときは何か借方科目がなければならぬ。その場合、リザーヴの設定は資産の増加や負債の減少を伴うことは考えられないから、費用の発生か利益処分（簿記的には資本の減少）のいずれかである。

通常は費用の発生や利益の処分が行なわれれば、貸方は資産の減少（あるいは負債の増加。負債はやがて支払われなければならない、支払われれば資産の減少を生ずる）になるのであるが、リザーヴの設定はこれを伴わない。したがって資産の留保になるわけである。しかし、どの資産が留保されるかは不明である。たとえば、費用計上の形でリザーヴが設定された場合、その費用は収益（収益の背後には現金または売上債権の増加がある。）から差

引かれるけれども、資産の減少を伴わない。だからリザーヴ設定額だけの現金または売上債権が留保されることになるわけであるが、企業の財務関係はそれほど単純ではないから、リザーヴの額が現金または売上債権に対応するとはいえない。やはり不特定の資産の留保とみなしなければならないのである。

とにかくリザーヴは不特定資産の留保をあらわす。しかしその設定に際しての相手科目は費用の場合も、利益剰余金の場合もあるため、リザーヴそのものの性質は明らかでない。だからリザーヴの性質を示すには、この語に限定詞をつけなければならぬ。valuation reserve, liability reserve, surplus reserve (とくうん)とくべてあげ。むろん、この言葉が会計実務あるいは文献にあらわれた初期においては、そんな区別はなされていなかった。この区別を重要視するほどの理論的な認識はまだなかったからである。

いまここで私は、リザーヴという語が会計文献の上で最初にあらわれたのは、いつ、どこであったかについて精密な考証をする用意はないが、手許にある若干の文献により、その系譜をみることにしよう。

(2) 英国の場合　まず会計学の祖国ともいべき英国の場合、リザーヴという用語が用いられるにいたったのは十九世紀に入ってからのものである。しかも最初は、利益留保たる積立金の意味でリザーヴという語が使われた。引当金の意味で使われるにいたったのは、それよりも後からであった。これは当然のことともいえる。なぜなら引当金という考え方は期間損益計算の觀念が成立しないうちは生じないものだからである。

簿記会計史について造詣の深い経済史家のヤーマイは『一五〇〇—一九〇〇年の英国の会計』と題する論文 (B. S. Yamey, *Accounting in England 1500-1900*) の中で、リザーヴの設定に関連をもつ固定資産の評価、貸倒れ、費用収益の前払および未払 (prepayments and accruals) について次のようにのべている。<sup>1)</sup>

「私が調べた十七世紀および十八世紀の英国の会計記録や文献には、固定資産原価を規則的に一定率だけ切下

げるといふ觀念はどこにも見当らない。……或る支出額全体のなしくずしとして減価償却を記録するという近代的方法は、十九世紀の後半において初めて広く行なわれるようになったものと思われる。」

「債権のうち不良あるいは「絶望的」ではあるが、しかしまだ完全に貸倒れてはいないものは「絶望的債権」(Desperate Debtors) というような一つの集合勘定に移されるだけで、これはそのまま貸借対照表に計上された。そしてこの勘定に集められている個々の債権の或るものが完全に回収不能と判定されるまでは、損益勘定に借方記入はされなかった。」

「十七・八世紀の英国の実業家や会計士は、厳密な期間利益の概念に従って損益勘定を記録することはなかった。……収益および費用(またはそれらの適当な一部)は出来るだけ正確に各会計期間に割当てられるべきだという規準、また収入または支出のうち「未消滅」部分は負債または資産として繰越されるべきだという規準は、いずれも十九世紀後半のものである。」

これらの記述は、裏返していえば引当金は設定されなかったということにはかならない。では十九世紀に入ってからどうか。ヤーメイは、十九世紀に入って利益計算が会計の中心目的となったことをのべ、その具体的な形として、固定資産の減価償却や貸倒れおよびその他の偶発損失に対する引当がなされるようになったとのべているが、詳しくはふれていない。ただ減価償却にしても、期間損益計算ということより取替資金の準備ということに最初はウェイトがおかれていたことを指摘している。

すでにのべたとおり、私はここで厳密な考証を目的とするのではないから、本稿で問題とするリザーヴという用語に限って、ヤーメイの指摘に従い、十九世紀に入ってから事情を手許の文献によって調べてみると、まず一八五六年会社法の付表B表(Table B)——これは会社の通常定款の標準様式を定めた任意規定である。——の

中に、次のような規定がある。

第六五条 取締役は、配当を提案するに先立って、会社の利益のうちから偶発損失、配当平均もしくは会社の営業用工場またはその一部の修繕または維持のために取締役が適当と考える額を *reserved Fund* として留保することができる。取締役は *reserved Fund* として設定された額を、会社の承認を得て、取締役が選択する有価証券に投資することができる。

注意すべきは、この条文では利益留保額(今日わが国で任意積立金と言われているものに相当する。)が *reserved Fund* と呼ばれていることである。リザーヴではなくて、リザーヴド・ファンドである。しかも条文の後段の文言からみて、このリザーヴド・ファンドは社外に投資された特定資産の裏づけを要するものでないことは明らかである。

当時(一八五〇年代)リザーヴ・ファンドと別にリザーヴという語が一般に使われていたかどうか明らかでないが、一八〇〇年代の末には用いられていたことははっきりしている。一九〇三年にディクシーが“*Depreciation, Reserves, and Reserve Funds*”なる小冊子(pp. xii+80)を書いているからである。

この小冊子の中で、ディクシーはリザーヴについて次のようにのべている。

「リザーヴは、見込まれる損失を填補するために利益に対して負担せしめられる準備額(a provision charged against profits with a view to covering an expected loss)と定義することができよう。したがって、この用語は単に減価償却よりもはるかに広い範囲に及ぶわけである。なぜならリザーヴは不良債権、係争中の権利、偶発債務等々から生ずる損失を填補するためにも設定されうるからである。会計の立場からは、或る額が、資産をあらわす勘定の借方残高を減少せしめるような貸方記入なしに収益に負担せしめられるかぎりには、リザーヴが設定されるべきだといえよう。だから、もし帳簿上の債権が“回収不能”として切捨てられるならば、通常の簿記

記入は、貸方・債権、借方・貸倒れ勘定であつて、リザーヴは設けられない。或る債権が回収不能のおそれがあ  
る場合には、その債権を実際に消してしまうのは望ましくないが、回収不能と見込まれる損失を収益に課すこ  
とは必要である。そこでこの場合には見積り損失を、借方・貸倒れ勘定、貸方・貸倒れリザーヴ (Reserve for Bad  
and Doubtful Debts) とする<sup>3)</sup>のである。」

ディクシーは、この種のリザーヴの例として減価償却リザーヴ (Reserve for Depreciation)、修繕および取替  
リザーヴ (Reserve for Repairs and Renewals)、定期貸借財産の荒廃修理リザーヴ (Reserve for Dilapidations)  
などをあげている。その説明をみると、費用負担の平均化という考え方が明確に打ち出されている。

これらのリザーヴは貸借対照表にいかに表示されるか。ディクシーは次のようにいう。「或る特定資産の価値減  
少から生ずる損失を填補するために設けられたリザーヴは、原則として、貸借対照表に、負債としてではなく、  
その設定された特定資産からの控除として示されるべきである。しかし或るリザーヴが、すべての資産にかかわ  
る一般的損失を填補するために設定されたときは、そうすることはできないから、負債として示されなければな  
らない。ただそのような場合には、そのリザーヴが減価による損失（またはその他の見積り損失）を填補するた  
めに設定されたものであることが明示されなければならない。そうでないと、そのようなリザーヴが、これとは  
まったく異なるリザーヴ・ファンド (Reserve Fund) と混同される危険があるからである」<sup>4)</sup>

注目すべきは、右の引用の最後の個所である。ディクシーは、リザーヴとリザーヴ・ファンドを「まったく異  
なるもの」とのべている。では、どう違うのか。彼はいう。「リザーヴ・ファンドとは、企業の財政状態を強固  
にするために配当可能利益 (divisible profits) から取除かれて企業内に留保された額である。配当可能利益から  
以外にはリザーヴ・ファンドを設定しえないという点で、リザーヴとは異なる。だからリザーヴは欠損を生じて

いる年度においても設定しうる。これに対しリザーヴ・ファンドは損益勘定の貸方残高の一部にすぎないのであり、これは「リザーヴされた」額として特に「区別された」(earmarked)ものなのである。したがって、もしその後損益勘定が借方残となつて欠損を生じたならば、リザーヴ・ファンドは直ちにその欠損を消すために使用されなければならない。<sup>5)</sup>」

今日われわれが右の記述を読むと、「リザーヴ・ファンド」とか「区別された」という字句があるために、ちよつと誤解を生じやすいのであるが、当時もそのような誤解のおそれが多分にあつたらしく、ディクシーは次のように言っている。

「リザーヴ・ファンドは、それに相応する価値額が企業外部への特別の投資によつて裏づけられているときのみ「真実」である、という通俗的見解は、まったくの誤解である。リザーヴ・ファンドは、或る利益が(1)獲得され、(2)留保され、そして(3)現にまだ存在しているという事実以上には何も示さないのである。つまり「真実」の「リザーヴ・ファンドであるために必要なすべては、利益に相応する額が継続的に存在していること、すなわちこれに相応する額だけの純資産(資産マイナス負債)が維持されていることであり、それらの資産が正確にどのような形をとっているかは、リザーヴ・ファンドの实在とはかかわりないのである。<sup>6)</sup>」

もうこれ以上に彼の所説を引用する必要はないであろう。この小冊子が出た二年後の一九〇五年に、ディクシーは『上級会計学』(Advanced Accounting)の第二版を出しており(初版は一九〇三年であるが入手不能)、その中でもリザーヴおよびリザーヴ・ファンドについて説明している。<sup>7)</sup>その中で注意すべきは、リザーヴおよびリザーヴ・ファンドの概念をめぐるディクシーとピクスレーの意見の相違である。<sup>8)</sup>

ピクスレーによれば、「リザーヴは、貸借対照表貸方側が借方額を超える剰余額にすぎない(英国では貸借対

照表借方側に負債・資本、貸方側に資産が示される——中村注)。もっとも、リザーヴは「リザーヴ」とか「繰越利益」のような二つまたは三つの異なる科目に分けられるであろう。とにかくこの種のリザーヴは資本損失に對する準備か、配当平均のためのリザーヴ、あるいは取引先を安心させるための特別誘因としてのリザーヴなのである。これに對しリザーヴ・ファンドは、単に貸借対照表の借方に示される剰余額であるのみならず、特別の投資(これは貸借対照表貸方側に明示されなくてもよいが。)によつて裏づけられていなければならない。したがつて、もしリザーヴが会社の營業全般に用いられているならば、それはリザーヴ・ファンドではない。リザーヴ・ファンドは、リザーヴであつて、それを裏づける特別の投資がなされているとき、そのリザーヴをいう」とされる。

これに對しディクシーは、ピクスレーのような考え方が現に一部で採られていること、そしてまたリザーヴ・ファンドというと確かに留保された利益が特別に投資されているような印象を一般に受けやすいことを認めながらも、「ピクスレーは彼の定義を支える特別の根拠を示していないし、また彼の見解は決して一般に認められたものではない」と批判している(いまわれわれが読むと、ディクシーはピクスレーに對し、「リザーヴを留保利益と解するなら、これと収益控除のリザーヴをいかに區別するのか」という反論をしたらよかつたと思うのだが、この点にはふれていない)。

しかし時は最大の批判者である。リザーヴとリザーヴ・ファンドの區別という形で利益留保とそうでないものとを區別しようとするディクシーの意図は誤まっていなかつたが、用語としては適當でなかつた。そのため、やがてピクスレー流の用語法が一般に受けいられるようになった。だがその結果、リザーヴという用語の中にディクシーのいう二つの區別さるべきものが含まれざるを得なくなり、リザーヴをさらに区分する必要が出てき

たのであった。もともと、この点が問題になったのは、かなり後のことである（後述参照）。

とにかくリザーヴという用語は広い内容をもつようになった。ディクシーのいうリザーヴ・ファンドをも含むからである。それならリザーヴ・ファンドなる用語はまったく消えてしまったのかといえ、消えないで残ったリザーヴの一部としてである。つまり、或るリザーヴが設定され、それに見合う投資がなされたとき、そのリザーヴをリザーヴ・ファンドというのである。投資された資産を指すのではない。特定の資産の裏づけがあるリザーヴ (a reserve which is represented by a specific investment on the other side of the balance sheet) がリザーヴ・ファンドと呼ばれるのである。このような用語法は現在でも生きているが（たとえば、後にふれる英国勅許会計士協会の「会計原則勸告書」第六を参照）、しかし最近の文献にはリザーヴ・ファンドという語を見かけることは少ない。<sup>10)</sup>

ディクシーの用語法、つまり特別の投資を裏づけとしないものでもリザーヴ・ファンドとする例は、現在ではわずかに会社法の資本償還積立金 (capital redemption reserve fund) の規定（一九四八年会社法、第五八条）にその名残りをとどめているにすぎない。<sup>11)</sup>

(3) 米国の場合 右にのべたのは主として英国の比較的古い時期におけるリザーヴの概念についてであったが、この時期に相応するアメリカの状態を次にみてゆくことにしよう。すでに別の機会にのべたとおり、もともとアメリカの会計学はイギリス会計学の輸入に始まった。アメリカ会計学の母体をなすアメリカの会計士制度は、十九世紀末に海を越えてアメリカに渡り会計士業務に従事したイギリスの会計士たちによって基礎づけられたのであったが、そのとき彼らが英国会計学をアメリカに移植したのであった。しかし、やがてアメリカ会計学と呼ぶものが生まれた。それがハットフィールドの『近世会計学』(Henry Rand Hatfield, Modern Accounting,

Its Principles and Some of Its Problems, 1909) である。だから、われわれの考察も『近世会計学』から始めなければならぬ。

この本の中でハットフィールドは、リザーヴをサープラス (surplus) と同義に使ったり、あるいはサープラスより狭義に使っている。しかし実務においては必ずしもそのようではなかったことは次の記述から知られる。すなわち、「会計用語は非常にあいまいなので、貸借対照表から或る科目が利益の実際の留保か、あるいは単なる評価勘定をあらわすかを定めることは必ずしも容易ではないし、また可能でもない」と。その例は Reserve for Depreciation であり、また彼のあげている例だと Reserve for Bad Debts は利益処分と考えられている<sup>13)</sup>。

しかし彼は、サープラス、リザーヴ、リザーヴ・ファンドのそれぞれについて次のように説明している。

「サープラスは、企業の実効資本を永久的に付加するために分配を留保した利益の一部をいう。この語は特定目的への使用を意味しているわけではないから、恐らく留保利益 (reserved profits) を指すのに用いられる用語の中では最も包括的なものである。

リザーヴという語には、一般に何らかの特定目的のための留保という観念が含まれる。しかし一概にはそう言えない。なぜなら、何らかの特定目的のためのリザーヴのほかに、正しくは右述のサープラスにあたる一般的リザーヴも見られるからである。リザーヴとサープラスを何らか特別の投資の有無によって区別する人もあるが、これは一般に認められたコンヴェンションではない。ドイツではリザーヴという用語が一般的であり、サープラスの同義語はない。

リザーヴ・ファンドという語は、リザーヴと同義語またはそれと異なる意味で用いられる<sup>14)</sup>。ハットフィールドの主張の特徴を、私は次の二点に求める。すなわち、第一に留保利益と評価勘定を区別し、

前者に限ってリザーヴと呼ばれるべきだとしてゐることである。そのため減価償却は depreciation fund と呼ばれる。貸倒れに対する準備は、貸倒れの発生が経験的にかなり確実の場合にかぎり、depreciation と同じに考えられる。第二に、リザーヴ・ファンドという語を特定資産の意味で使っていることである。この点は注目すべきである。ハットフィールドは、リザーヴ・ファンドについて定義した当時の米英独の諸説を列挙して検討したのち、このような結論を下したのであった。<sup>15)</sup>

ハットフィールドの影響は大きかった。彼以後、リザーヴ・ファンドという用語は次第に会計文献から姿を消し、特定資産としては sinking fund という言葉が残った。

ではリザーヴという用語はどうか。アメリカの場合はサープラスの概念があるため、用語リザーヴのもつ意義は英国やドイツとはかなり違う。リザーヴを規定するのにもサープラスとの関係でとらえるという利点をもつからである。そこで「リザーヴはサープラスのうち特定目的のために区別されたもの」というハットフィールドの規定が一般的となった。そのため減価償却や貸倒れ見積に対する貸方科目はリザーヴでなく、アラウアンスとして説明されるようになった。Allowance for Depreciation, Allowance for Bad Debts (or Allowance for Uncollectible Accounts) とさういふのである。<sup>16)</sup>しかし、これらの用語が広く行なわれたかどうかは疑問である。実務上は、やはり Reserve for Depreciation (or Depreciation Reserve), Reserve for Bad Debts, Reserve for Taxes という用語が使われていたようである。そこでリザーヴは利益留保(サープラス)たるリザーヴとそうでないリザーヴに分けられることになった。

文献をみると、『会計ハンドブック』(一九二三年)では、リザーヴを Operating Reserves と Non-operating Reserves に分けている。前者は収益控除をあらわすリザーヴで、資産控除または負債を示し、後者は大体一定

の目的のために区分された留保利益をあらわすサープラスたるリザーヴである。また次のような記述があることも付け加えておかなければならない。

「リザーヴは、貸借対照表に示される場所によって次の三つに分類される。このうち前二者は operating reserves である。

- 1 資産からの控除 (Deductions from Assets)
- 2 未払費用 (Accrued Liabilities) ——これは負債側に示される。
- 3 剰余金の処分 (Appropriations of Surplus) ——これは負債側に示される。」

一九二三年に出たハンドブックの中にこのような説明がなされていることは注意してよいであろう。特に(2)の Accrued Liabilities としてのリザーヴという観念は、発生主義の期間損益計算でなければ出てこないものである。「未払費用」と訳してしまったが、文字どおりにいえば「発生途上の負債」である。

同じハンドブックの第二版(一九三三年)になると、リザーヴの内容や分類はさらに精密化されている。まずリザーヴはそれを設定するにあたって借方記入される勘定の種類にしたがって分類すべきだとして、リザーヴを次のように分類し、それぞれについて説明を加えている。<sup>18)</sup>

- 1 収益および費用リザーヴ (Revenue and Expense Reserves)
  - (1) 収益リザーヴ (Revenue Reserves)
  - (2) 費用リザーヴ (Expense Reserves)
- 2 剰余金リザーヴ (Surplus Reserves)

注意すべきは、「収益リザーヴ」というグループが示されていることである。これはさらに二つに分けられ、

一つは当期の営業に対応する将来の売上割引、値引および戻りに対するリザーブであり、もう一つは前受収益に対するリザーブ (Reserves for prepayments of revenue) である。この前受収益に対するリザーブというのは、たとえば道路舗装会社が一定期間について舗道の整備をつづけるという契約で代金を前受したような場合に、このリザーブが設定されるという。費用リザーブについては説明を要しないであろう。

これら二つのグループをいっしょにして収益・費用リザーブとし、利益留保たる剰余金リザーブと対置しているのである。この分類は、右のべた評価性リザーブ、負債性リザーブという貸借対照表における表示に着目した分け方と異なり、収益費用計算に即して分類している点に特色がみられる。しかし、当時において一般にはこのような分類はなされていなかったようである。

たとえば、一九三〇年代半ばころのアメリカにおける標準的会計実務を要約したものとされるサンダーズたちの『会計原則』(Sanders, Hatfield and Moore, A Statement of Accounting Principles, 1938) では、(1) 評価性リザーブ、(2) 未払費用たるリザーブ、(3) 剰余金処分たるリザーブ、(4) 混合的リザーブの四つに分類している。これらのうち(4)に属するリザーブの代表例として偶発事故リザーブ (contingency reserve) があげられている。これは偶発事故が生ずれば資産の価値減少か負債の発生となるので、(1)か(2)に準ずるが、もし偶発事故が生じなければ明らかに(3)である。したがって設定したときは、そのいずれにも属しない独立のカテゴリーとしなければならぬ、<sup>19)</sup> というのである。いかにも実務的に精密な分け方であるが、しかしそれにしても前三者が基本になっているのは明らかである。

その他にも私が知っている一九三〇年代の文献では、大体が評価性、負債性、剰余金性という分類をしている。そのような慣行に対する批判の声は出ていたのであるが、実務の側からの根強い抵抗のために改善は行なわれな

- (1) W. T. Baxter and Sidney Davidson, ed., *Studies in Accounting Theory*, 1962, pp. 34-7.
- (2) 右の条文では reserved Fund となっているが、他の個所(貸借対照表の標準様式)では Reserve Fund となっている。右の条文も貸借対照表の標準様式も一八六二年会社法のA表に受けつけられているが(A表第七四条)、そこでもやはり Reserve Fund である。したがって、ここでは用語のわずかな相違は無視してよいと思う。
- (3) Lawrence R. Dicksee, *Depreciation, Reserves, and Reserve Funds*, 1903, p. 47.
- (4) Lawrence R. Dicksee, op. cit., pp. 48-9.
- (5) Lawrence R. Dicksee, op. cit., p. 51.
- (6) Lawrence R. Dicksee, op. cit., pp. 51-2.
- (7) Lawrence R. Dicksee, *Advanced Accounting*, 1905, pp. 243-7.
- (8) コンスノーの『監査人論』(Francis W. Pixley, *Auditors: Their Duties and Responsibilities*)の初版が出たのは一八八一年で、この書物は英国会計学の成立の指標とみられている。この書物は当時広く読まれたらしく、一八八九年には第五版が出ている。しかし原著はいま私の手許にはないので直接参照することはできない。以下の引用はディクシーの『上級会計学』による。なお、拙稿「配当可能利益とは何か——英国会計学の基本問題」、『ビジネス・レビュー』五巻二号、一四一―五頁参照。
- (9) Stanley W. Rowland, *Accounting*, 1937, pp. 151-2. cf. L. Cuthbert Cropper, *Accounting*, 1925, pp. 100-1.
- (10) cf. F. R. M. de Paula, *The Principles of Auditing*, 11th ed., 1951, p. 132.
- (11) cf. *The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, Recommendations on Accounting Principles*, No. 18, October 1958.
- (12) 拙著『資本金論』昭三六、九九頁
- (13) Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting*, 1909, p. 235.
- (14) Henry Rand Hatfield, op. cit., p. 237.
- (15) ハンマフィールドの剰余金論については、拙著『資本金論』一〇六一―七頁参照。

- 9) William Morse Cole, *Accounts, Their Construction and Interpretation*, revised and enlarged ed. 1915; W. A. Paton and R. A. Stevenson, *Principles of Accounting*, 1918.
- 10) Earl A. Saliers, ed., *Accountants' Handbook*, 1923, pp. 308-9.
- 11) W. A. Paton, ed., *Accountants' Handbook*, 2nd ed., 1933, pp. 983-8.
- 12) Sanders, Hatfield and Moore, *A Statement of Accounting Principles*, 1938, p. 84.
- 13) Newlove, Smith and White, *Intermediate Accounting*, 1939, p. 372.

### 三 用語「リザーヴ」の系譜(その二)

前節においては、リザーヴという用語およびその内容の生成を英国および米国の場合について大ざっぱに跡づけてみた。時期的には英国は一八五〇年代、また米国は一九〇〇年の初めからそれぞれ一九三〇年代にいたる期間である。この概観からいえることは、リザーヴという用語が異なる内容を意味するものとして酷使されていることである。しかし漸く一九四〇年代に入ってから、これに対する積極的な改善運動が起った。まず英国の場合からみてゆくことにしよう。

(1) 「リザーヴ」の純化 英国勅許会計士協会は一九四二年から「会計原則勧告書」(Recommendations on Accounting Principles)を發表しはじめた。その動機となったのは有名なロイアル・メイル会社事件であり、しかもこの事件で問題になったのは secret reserves に関してであったことは周知のとおりである。このことはすでに別の機会にのべた。<sup>1)</sup>

勧告書は一九四二年十二月十二日付で第一および第二勧告が發表されたが、いまわれわれが問題にしているリ

ザーヴについては、第六勧告で直接的に取り上げられた。その表題は『リザーヴとプロヴィジョン』(Reserves and Provisions)となっており、一九四三年十月二十三日付で発表された。少し長いが全文を訳出する。

「貸借対照表によって公開される会社の財政状態に関する真実の認識は、明示されないリザーヴの程度についての情報の欠如や、(a)会社の財政状態を強固にし、または予想しえない偶発損失を填補するために留保された自由リザーヴ、(b)配当として分配可能とは通常みなされないキャピタル・リザーヴまたはその他のリザーヴ、(c)予想される偶発損失に対するプロヴィジョンおよび(d)資産価値減少に対する正常または見積必要額をこえるプロヴィジョンの間の区別が十分でないため、困難あるいは不可能でさえある。

「リザーヴ」および「プロヴィジョン」という用語は、通俗的には代替語とみられている。だが、もし「リザーヴ」という語が自由なりザーヴに対してのみ用いられ、また「プロヴィジョン」という語は特定目的のために留保された金額(amoun-  
ts set aside for specific requirements)に限定されるならば、決算書はより明確に理解されるであろう。

もしそれらの金額が明示されないならば、それらを自由リザーヴの性質をもつ明示されない諸勘定に振替えたり、逆に明示されない諸勘定から振替えたりすることによって、あるいはまた異常なプロヴィジョンに課したり、さらにはもはや必要でなくなったプロヴィジョンを取りくずすことによって、利益の趨勢は不明確にされるであろう。

## 勸告

そこで次のように勧告する。

(1) リザーヴのうち、自由なりザーヴと特定目的をもつ引当額の性質をもつリザーヴの間には、次のような区別がなされるべきである。後者は、むしろ「プロヴィジョン」と称されるべきである。

(a) 「リザーヴ」という語は、貸借対照表日において存在することが知られているいかなる負債、偶発損失、買付契約(commitment)または資産の価値減少のためにも使用を予定されないところの利益およびその他の剰余からの留保額を意味するのに用いられるべきである。

(b) 「プロヴィジョン」という語は、

- (i) その額が綿密に見積られうる特定目的、および
- (ii) 貸借対照表日において存在する特定買付契約、知られた偶発損失、および資産価値減少で、その額が相当な正確さをもって決定しえないもの

のために利益またはその他の剰余から留保された額を意味するの用に用いられるべきである。

(2) 右の(1)(a)に定義されているときリザーブは、貸借対照表に明示されるべきである。

「リザーブ・ファンド」という語は、リザーブが換金の容易でかつ特定された資産によって特に裏づけられている場合のみ用いられるべきである。

二またはそれ以上のリザーブが、企業における一般的利用のために用いられる分配可能利益の留保額であり、しかもそのいずれもが法律的要求にしたがって、あるいは何らかの義務または政策によって設定されたものでない場合には、かかるリザーブをいくつかの科目に細分することは不要である。しかし正常的には配当として分配可能とはみなされないキャピタル・リザーブおよびその他のリザーブは、利益性のリザーブと区別されるべきである。後者のグループは、損益勘定の未分配残高または逆に損益勘定のマイナス残高を含む。

(3) 一般的な原則として、右の(1)(b)(ii)に規定されたような「プロヴィジョン」は、貸借対照表上に、一または二以上の適当な科目で明示されなければならない。ただ或るプロヴィジョンの額を公開することが、明らかに会社の利益を害するような事情のもとにおいてのみ、それは他の科目、たとえば「支払勘定」のごとくに含められるべきである。その場合には、かかる科目に「プロヴィジョン」が含まれているという事実が付記されなければならない。

実施可能な場合には、貸借対照表日に存在する固定資産は原価で示されるべきであり、減価償却および価値減少に対するプロヴィジョンは、固定資産原価からの独立の控除額として示されなければならない。

(4) プロヴィジョンについては、その公開が会社の利益を害するときは右の(3)のべたところによるが、そのほかはリザーブおよびプロヴィジョンが新たに設定され、または増加した場合には、もしその額が重要であればその金額、およびそれが設定または増加された原因が決算書に公開されなければならない。すべての場合において、リザーブおよび余分になったことが明らかになったプロヴィジョンの取りくずし使用は決算書に明示されなければならない。

われわれはまず、この「勧告書」第六において、リザーブとプロヴィジョンの区別が主張されている点に注目しなければならない。ここでいわれているリザーブが、わが国の会計学上の用語でいう「積立金」であり、プロヴィジョンが「引当金」であることは言うまでもないであろう(そこで以下においては、積立金、引当金と呼ぶ)。

この勧告以前にもリザーブという用語を広い意味で使うことに対しては批判があったのであるが、改善のための特別の動きは見られなかった。その伝統を破って、英国で最も権威のある勸許会計士協会がこのような區別を主張したことは重要な意味をもつといわなければならない。これにより従来リザーブの概念に含まれていた一部が除かれて引当金とされたわけである。言いかえれば、リザーブの概念が純化されたのである。勧告書はさらに積立金について、その中に配当可能でない資本積立金 (capital reserve) とそうでない利益性をもつ積立金があることを指摘し、両者を區別すべきことを主張した。

そのころ一九二九年会社法の改正作業がコーエン委員会によって進められていた (この委員会が任命されたのは一九四三年六月二六日である)。同委員会は早速この勧告書を取り上げ慎重に検討した結果、勧告書の線に沿って積立金および引当金についての法規定を設けることを提案した<sup>2)</sup>。そしてその提案はそのまま立法化された (一九四八年会社法第八附表、第六条、第七条、第二七条)。

ただ注意すべきは、会社法は会計原則勧告書をそのまま採り入れたわけではなかった。デリケートな食い違いがあつた。それは引当金を定義した第八附表の第二七条一項 (a) の中で、減価償却などに対する引当金とならんで、「その額が相当の正確さで決定しえない知られた債務 (known liability) に対する引当として留保された額」と規定しているため、勧告書の (1) (b) の (i) が含まれなくなることであつた。つまり第八附表のほうが引当金の範囲が狭いのである。そこで勸許会計士協会は会社法と調整するため、次のような修正勧告を行なつた。

(a) 「引当金」という語は、その額が綿密に見積られる特定の目的のために設定されたものを指すのに用いられることを止めるべきである。かかる額は、負債または未払費用 (accruals) をあらわすのであるから、支払勘定のグループに含められるべきである。

(b) その実施が契約または法律上の義務 (たとえば定期貸借資産の荒廃修繕条項) になつている繰延修繕のために設定され

た額は、もしその額が相当の正確さをもって決定されうるならば負債として、またその額が相当の正確さをもって決定されないときは引当金として取り扱われるべきである。

(c) 利益の正確な算定に必要な負担額とみなされるゆえに繰延修繕のために設定されたその他の額は、引当金として取り扱われるべきである。なぜなら、それらは更新のための引当額（これは引当金として取り扱われるべきことが特に要求されている。）と非常に似ており、違うのは性格よりも程度の点だからである。」

この修正勧告は、明確な基準とはいえないが、負債と引当金の区別を示したものとして注目すべきであろう。

なお、この第六勧告は、現在では第十八勧告 (No. 18, Presentation of Balance Sheet and Profit and Loss Account, Oct. 1958) に吸収され、要約的にのべられている。

この結果、英国では積立金、引当金について会社法と会計原則との間に食い違いがなくなったわけである。

(2) 「リザーヴ」の限定から廃止へ 英国におけるリザーヴ概念の純化と並んで、アメリカでもこれと同じ改善運動がアメリカ会計士協会 (A I A、現在は改称して A I C P A) とアメリカ会計学会 (A A A) によって進められた。

まず口火を切ったのが A I A であった。A I A はその研究活動の一環として、委員会を設けて会計および監査の諸問題について研究し、委員会の名前で公式見解を公表したのであるが、このうち会計手続委員会と用語委員会の見解は「会計研究公報」(Accounting Research Bulletin) として公表された。そのブレティンの第三四号にリザーヴの問題が取り上げられたのである。表題は『用語委員会の勧告——用語「リザーヴ」の使用』(Recommendation of Committee on Terminology—Use of Term “Reserve”)、公表されたのは一九四八年十月である。<sup>3)</sup>

このブレティンは、まず「会計上リザーヴという用語は、種々の異なる、そして幾分か相反する意味に使われ

ている。その結果、思想の明瞭性と表現の正確性がそなわれ、財務諸表の適切な理解が、その利用者にとって必要以上に困難となっている」とのべたのち、現在の会計実務においてリザーブという語が用いられているケースを、(1)評価性リザーブ、(2)見積負債としてのリザーブ、(3)損益計算書上の費用科目としてのリザーブ、(4)利益留保のリザーブの四つのグループに分け、各グループについて検討する。

それによると、第一のグループに属するリザーブは、それ自体は資産の留保ではなく、特定原因による資産の減価または減少を示すにすぎないから、リザーブという語を使うのを止めるべきだとする。これは資産控除であるから、リザーブの代わりに「回収不能見積額控除」(less estimated uncollectible)とか「減価償却累計額控除」(less amortization to date)などとすべきだとのべている。第二のグループは純資産額算定のために必要な控除額であり、これは債務をあらわすものであるから、リザーブというよりは「見積負債」(estimated liabilities, liabilities of estimated amount)と呼ぶほうがよいとしている。また第三のグループは一般に行なわれているわけではないが、損益計算書に計上されている費用(たとえば減価償却費)にリザーブという語を用いているような場合がそれである。これは廃止されなければならないとしている。最後の第四のグループに属するものこそリザーブと呼ばれるにふさわしい。すなわち、それは或る特定目的のために留保された不特定資産を意味するからである、とのべている。

そこでブレティンは次のようにいう。「要するに、会計上リザーブという用語の使用は右にのべた四つの意味のうち最後のもの、すなわち資産の未分配部分が一般的ないし特定目的のために留保されていることを示すのに限られるべきであって、資産からの控除あるいは特定の負債に対する引当額を示すのに貸借対照表中にこの語を用いたり、また損益計算書でこの語を用いたりするのは廃止されるべきことを勧告する」と。

このブレティンの中で英国会社法の積立金および引当金の規定が引き合いに出されているところからみて、A I Aがこのような公式見解を示すにいたった動機の一つが英国の会計原則勧告書や会社法の規定にあったことは疑問の余地がない。これは注意すべきことだと思ふ。

なお、一九五三年にブレティン第一号から第四二号までがまとめられて第四三号『会計研究公報の再陳述と補正』(Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins)として公表された際、第三四号など術語委員会の報告は独立して『会計用語ブレティン』第一号として公表された。この第一号の中に「用語リザーヴの使用」Use of the Term "Reserve" という表題で第三四号の主張が整理された形でのべられている<sup>4)</sup>。

AAAは、A I Aよりもややおくれてこの問題を取り上げた。一九四一年版の『会計原則』(Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements)では、資本原則を示した個所で「利益が投資された状態を示すために、または偶発損失に備えて留保されたりリザーヴは、利益剰余金の一部であり、それらは費用または損失の填補のため、または有形・無形資産の価額切下げのために用いられるべきではない」とのべていただけであったが、一九四八年版(Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, 1948 Revision)では財務諸表の表示基準を指示した個所で次のようにのべている。

〔2〕費用に割当てられた資産原価の部分を示すのに独立の勘定(たとえば depreciation reserve)が用いられるときは、その勘定は貸借対照表上、これにかかわる資産勘定から控除されるべきである。〕

〔6〕留保利益の処分を限定している諸条件は、カック書または脚注により明示されることが望ましい。法律または契約によって要求されるリザーヴは留保利益から設定されるべきであり、それに対する必要性がなくなったときは、そのまま留保利益に戻されるべきである。利益、または留保利益に振替えられる純利益額の決定は、そのようなリザーヴの設定または処分によって影響されるべきではない。〕

〔14〕貸借対照表には、リザーヴという特別の区分が設けられるべきではない。各リザーヴは、(a)留保利益の一部か、(b)資

産または負債の評価勘定か、または(c)負債として認識されるべきであり、それに応じて貸借対照表におけるリザーヴの記載場所が確定されるべきである。」

右の記述をA I Aのブレティン第三四号と比較すると、ほぼ同じ時期に発表されたのにもかかわらず、A A Aのほうがおくれていることは明らかである。特に(4)をみると、リザーヴという用語の使用については現状を黙認しているといつてよいからである。

しかしA A Aもその微温的態度をさとしてか、一九五〇年十二月三十一日付で『リザーヴと留保利益』と題する追補勧告第一号 (Reserves and Retained Income—Supplementary Statement No. 1) を出した。そしてこの中で、「リザーヴという用語は、株式会社公表財務諸表においては用いられるべきではない」という非常に注目すべき結論を下した。その経過をサブリメンタリー・ステートメントは次のように説明している。

「会計関係の文献には、リザーヴ」という語の会計上の使用に対する多数の攻撃が載っている。そこで一九四九年に当委員会 (the Committee on Concepts and Standards) はこの問題を研究し、「リザーヴ」という用語の使用は株主持分の一部を構成するリザーヴに限定されるべきだと勧告した。

しかしさらに研究した結果、いまや当委員会はこれまでの措置をさらに拡張すべきであると信ずるにいたった。そこで会計の望ましい将来の発展のために次のような勧告を示す。」

この「会計の望ましい将来の発展のための勧告」が用語リザーヴを廃止すべしという提言である。その根拠は何か。追補勧告は次のように論ずるのである。

「会計以外の一般的用法では、リザーヴは現金またはその他の資産の資金をいう。ウェブスター辞典によると、この用語は、金融上で「要求に応ずるため手許におかれる資金」を意味する。……

「リザーヴ」という言葉は処分済の留保利益を指す諸項目に限定されるべきだと勧告されてきた。たしかに、もしこの用語が株主持分に含まれる諸項目に限定されるならば、それは会計用語における一つの改善ではある。しかしそれでもなお、この言葉がもつ世間一般の意味と会計上のそれとの間の不一致は未解決のまま残されるであろう。そこで、この用語を廃棄することにより、財務諸表の一般人による理解、それからまた会計専門家の考え方も高められるであろうと当委員会は信ずる。」

つまり、リザーヴという用語の廃止論は、理論的な立場よりも、むしろ一般人を相手とする用語の平易化あるいは常識化を主な狙いとしたものだといってよいであろう。もっとも理論的には留保利益の一部を「××リザーヴ」として別勘定に振替えてもたいして意味はないのであるから、用語リザーヴの廃止は望ましい方向であることは異論がないであろう。

たしかに最近のアメリカ文献にはリザーヴという用語があまり見られなくなっている。実務でもこの用語の使用が急速に減っていることが統計的にも示されている。<sup>5)</sup> アメリカでは、この語はやがて消えてゆく運命にあるといつてよさう。

- (1) 拙稿「英国における会社法と会計原則」、商経法論叢、十一巻一号、一三〇—一二頁
- (2) Report of the Committee on Company Law Amendment, 1945, pp. 59-60.
- (3) このブレイチンは次の書物に採録されている。本稿の引用はこれである。George Hills Newlove and S. Paul Garner, *Advanced Accounting*, vol. 1, 1951, pp. 150-2.
- (4) American Institute of Accountants, *Accounting Terminology Bulletins*, Number 1, Review and Résumé, 1953, pp. 26-8.
- (5) American Institute of Certified Public Accountants, *Accounting Trends & Techniques*, 17th ed., 1962, p. 103.

#### 四　む　す　び

すでに与えられた紙幅を超過しているので結論を急ぐことにしよう。

以上にのべた英国および米国における用語「リザーヴ」の系譜をみると、英国ではリザーヴ概念の純化という形で引当金の概念が確立されたといえる。これに対しアメリカでは、リザーヴ概念の純化の過程を経て引当金という概念は消えてゆこうとしている。

ドイツの場合についてはふれなかったが、これは英国の場合と似ている。すなわち初期においては Reserve と Reserfonds という用語があり、両者は同義に用いられていた。だいたい法律が Reserfonds を使っていた（たとえば一八九七年商法典、二六一条、二六二条）。しかしやがてこの語から、評価性引当金に相当する「価値修正項目」(Werberichtigungen) と負債性引当金に相当する「引当金」(Rückstellung) の部分が独立し、いわゆる積立金を意味するものとして Reserfonds という語が用いられた（一九三一年株式法、五条）。そして一九三七年株式法にいたり Reserfonds という語は Rücklage にとって代わられた（二三〇条、一三一条一項B II）。現在 Reserfonds という語は、わずかに組合法 (Genossenschaftsgesetz) が Rücklage の意味で用いているにすぎず（同法三三条d一項B II、二項）、文献からは消えているといつてよさう。

Reserve という言葉は、一九三一年までは、これを二つに分けて、引当金にあたるものを擬似リゼルヴェン (unechte Reserven)、積立金にあたるものを真正リゼルヴェン (echte Reserven) として説明がなされてきたのであるが、これも法律が、価値修正項目、引当金、積立金の区別をした結果、存在意義を失なった。現在は

stille Reserve という語により、その余命を保っている程度である。しかし stille Rücklage という語もかなり用いられているようである。<sup>1)</sup>

英国の場合と比較していえることは、英国では引当金の概念が評価性引当金と負債性引当金の両方を含んだものとして確立されているのに対し、ドイツでは評価性引当金は価値修正項目とされるため、負債性引当金に限られることである。株式法は「不確実債務に対する引当金」(Rückstellungen für ungewisse Schulden)と規定しているが(一三二条B IV)、この文言で負債性引当金の全部をカヴァーできるかどうかは疑問である。<sup>2)</sup>しかしそれはともかくとして、評価性引当金を含まないため、引当金概念の単純性を保つ上でドイツの場合は英国よりもすぐれている。

さて、われわれは諸外国における引当金概念の系譜を学んだ上で、わが国の引当金概念を検討しなければならぬ。わが国では明治以来リザーヴという用語を「準備金」と訳してきたのであるが、昭和五年(一九三〇年)、臨時産業合理局財務管理委員会が未定稿として発表した『標準貸借対照表』以来、準備金という語は本来の会計用語からは消えた。準備金は、積立金か引当金のいずれかに分けられるからである。その意味では外国にくらべ、わが国はこの点に限っては進歩的であったとさえいえる。ただ法律が依然として準備金という語を使っているで、会計上も使わざるを得ないまま今日に及んでいるわけである。

しかし今回の商法改正により商法が引当金の規定を設け、しかもその内容は会計上の負債性引当金とは異なるユニークなものとなるため、逆に会計学は改めて引当金概念の明確化を迫られている現状である。そのため予備的考察を試みるのが本稿の目的であった。本論は、これから始まるのである。

- (1) Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, 3. Aufl. Band III, SS. 4722-30.
- (2) Vgl. Handwörterbuch der Betriebswirtschaft, 3. Aufl. Band III, S. 4731ff.
- (3) 拙稿「計算書類規則における引当金」、企業会計、昭和三八年八月号、四三頁以下参照